

第1部 はじめに

第1章 都市計画マスタープランとは

1. 都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランは、門川町（以下「本町」という）の今後の都市計画・まちづくりの理念・目標や、分野別の取り組み方針などを記したものです。都市計画法第18条の2において、「市町村は、市町村の都市計画に関する基本的な方針を定めるもの」とされており、この基本的な方針を定めたものが『都市計画マスタープラン』です。

2. 都市計画マスタープランの目的と役割

（1）門川町都市計画マスタープランの目的

「日本一住みよいまち」を目指す本町にとって、町民が安心して生活が送れることや、町内産業の振興を図ること、あるいは本町の豊かな自然環境の保全などを目指すことが望まれます。しかし、これらの活動・取り組みは、相互に影響を与える点が少なくないことから、各種施策を調整した効果的な方針を整理することが必要です。

一方、近年においては、少子・高齢化、核家族化の進展やライフスタイルの変化などにより、まちづくりへのニーズ・必要な取り組みも多様化しています。そのため、都市計画法(第18条の2第2項)で定めている通り、「住民の意見を反映した都市計画に関する基本方針」を定めることも重要といえます。

門川町都市計画マスタープラン（以下「本計画」という。）は以上の認識の下、町民ニーズを踏まえながら庁内関係組織が連携した上で都市計画・まちづくりに関する基本的な方針を定め、なおかつ今後その方針に沿った効率的・効果的なまちづくりを進めるために策定するものです。

（2）門川町都市計画マスタープランの役割

本計画は、本町における長期的な視点に立った都市の将来像を明確にするとともに、具体的な将来のあるべき姿を明示し、都市計画・まちづくりの課題とそれに対応した整備などに関する方針を明らかにすることにより、本町における都市計画・まちづくりの一体的・総合的な指針としての役割を果たすものです。

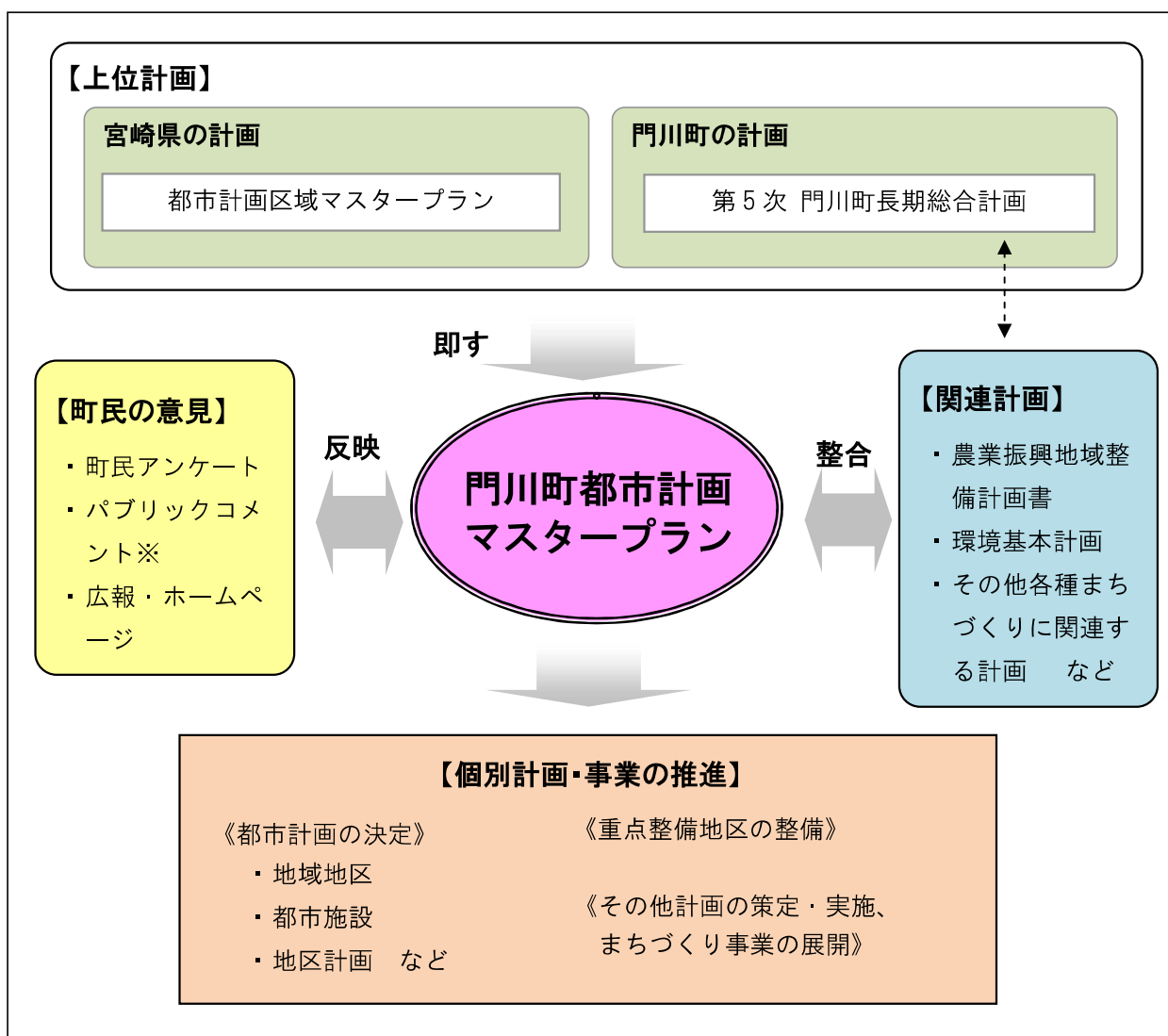
具体的な都市計画（道路、公園など）の施策・事業は、本計画に沿って進めますので効率的・効果的な取り組みが可能となります。

また本計画は、将来のまちづくりの方向性を示し、町民・民間団体・行政が協働でまちづくりを進めていくための役割も担っています。



(3) 門川町都市計画マスタープランの位置づけ

本計画は、宮崎県が定める「日向延岡新産業都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」や本町が定める「門川町長期総合計画」に即し、関連の各種計画とも整合した計画という位置づけです。策定にあたっては町民の意見も反映し、都市計画の個別事業はこの都市計画マスタープランに沿って進めます。



図：門川町都市計画マスタープランの位置づけ

「※」をつけた用語には、本計画の参考資料編に用語解説を添付しています。

第2章 都市計画マスタープランの概要

1. 都市計画マスタープランの構成

(1) 計画対象区域

都市計画を定める範囲は都市計画区域となりますが、町全域の総合的なまちづくりの指針として本計画で方針を定める都市・地域景観や都市・地域防災などは町全体を対象としていることや、町の役割や整備の方針については自然環境なども含めて一体的に捉える必要があることから、本計画では町全域を対象区域として設定します。

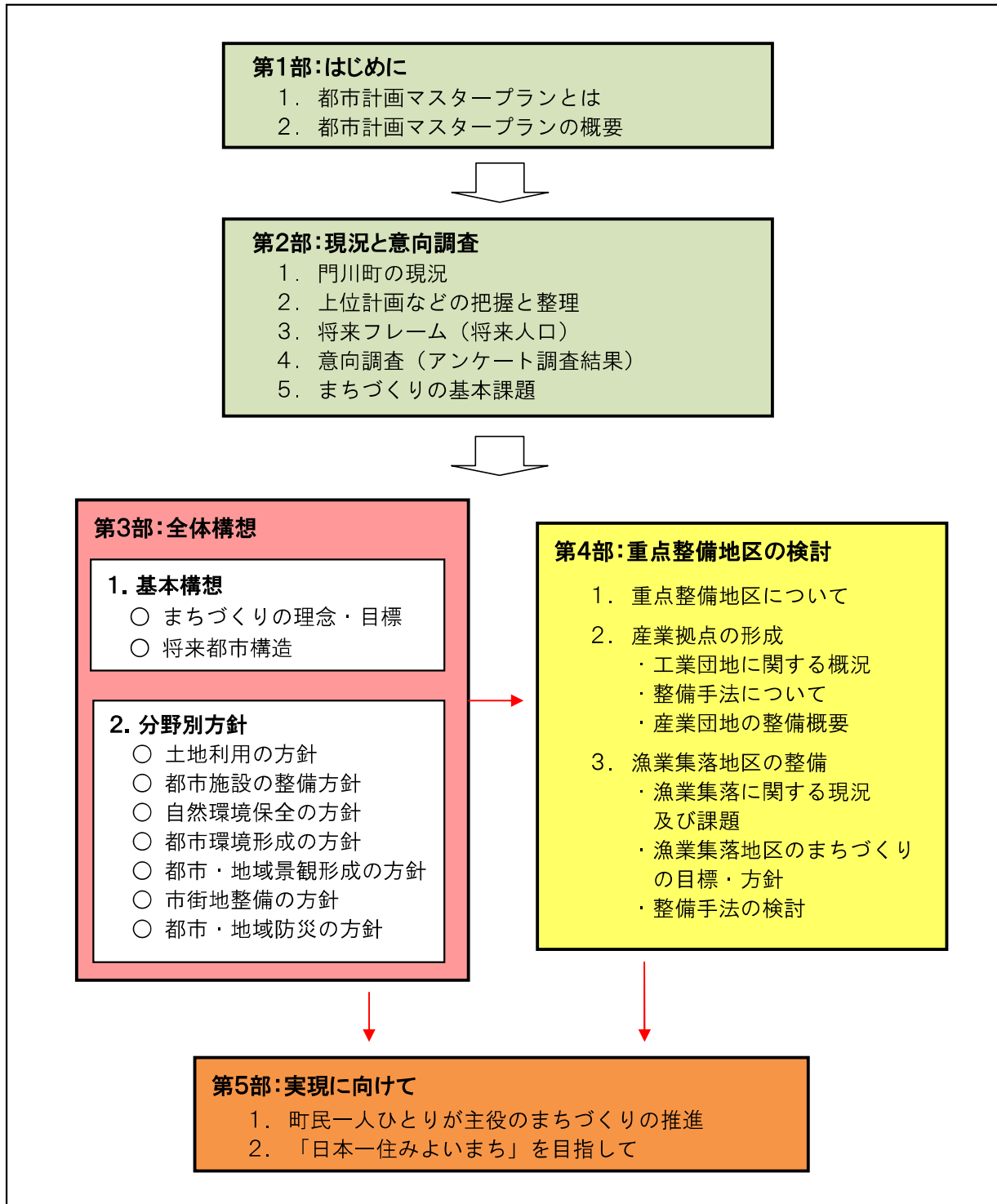
(2) 計画期間

長期的な視点でまちづくりを捉えるため、平成47年度(2035年)を目標として策定します。なお、第5部で示す主要事業の実施スケジュールは今後10年間(前期:平成27年~平成31年、後期:平成32年~平成36年)を目標としたスケジュールを設定するとともに、計画の内容については10年で見直します。ただし、特に社会経済情勢の変化により、計画内容に大幅な変更を要する場合には、適宜見直すものとします。

(3) 構成

本計画の構成は、以下の通りです。

- ・『第1部 はじめに』では、計画の策定趣旨や構成などの概要について整理します。
- ・『第2部 現況と課題』では、現況や既存の計画、住民意向などを踏まえ、まちづくりを進める上での課題を整理します。
- ・『第3部 全体構想』は、町全体のまちづくりの方針を示すもので「基本構想」と「分野別方針」を整理します。
「基本構想」は、上位計画での位置づけや基本的課題を踏まえ、本町の目指すべき方向性を示したまちづくりの理念や目標について整理するとともに、目標を実現するために、都市の骨格となる要素を示した将来都市構造について整理します。
「分野別方針」は基本構想を達成するため、土地利用や都市施設、都市・地域景観や防災など、分野ごとの具体的な方針について整理します。
- ・『第4部 重点整備地区の検討』では、まちづくりの課題や地区の現状などを踏まえ、特に必要性が高い整備を「重点整備」として位置づけ、その事業手法などを整理します。
- ・『第5部 実現に向けて』では、まちづくりの理念・目標に向けて、まちづくりの展開イメージや主要事業の実施スケジュールを整理します。

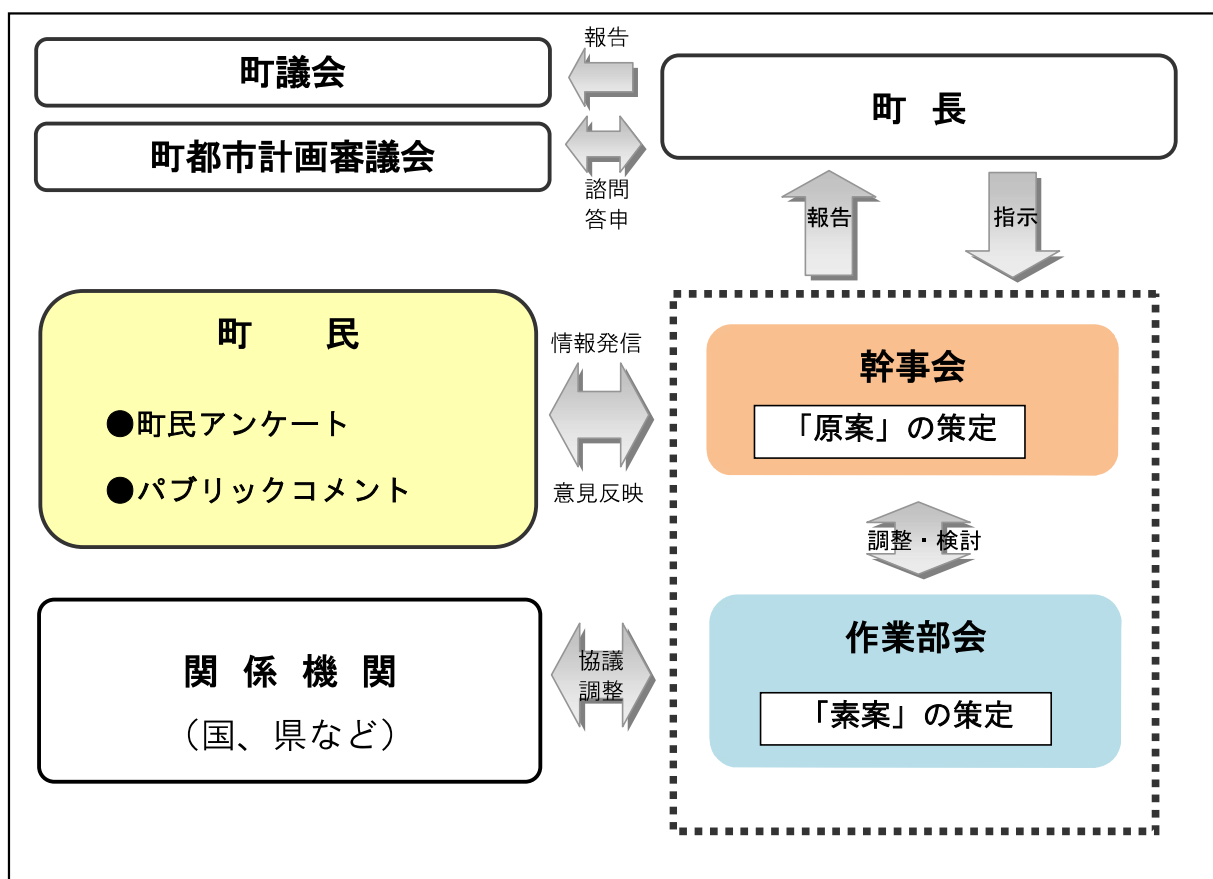


図：門川町都市計画マスタープランの構成

2. 都市計画マスタープランの策定体制

都市計画マスタープランは、「庁内調整会議（幹事会、作業部会）」の組織を中心に、住民の意向を取り入れながら策定します。

- ① 庁内関係課のメンバーにより構成される『作業部会』は、庁内調整及び町民の意見などを踏まえた具体的な内容の検討を行い、計画の素案を作成します。
- ② 庁内関係部署の課長などにより構成される『幹事会』は、作業部会から提出された素案を総合的な観点から検討し、計画の原案を作成します。
- ③ 作成された原案は、幹事会より町長へ報告を行い、パブリックコメントを踏まえ、町議会へ報告するとともに、都市計画審議会へ諮問し、答申を得ることで計画を策定します。



図：門川町都市計画マスタープラン策定体制